令和8年10月発行

障がい福祉パンフレット

障害者のための国際シンボルマーク

身体障害者標識（四葉のクローバーマーク）

ハート・プラスマーク

オストメイトマーク

視覚障害者を表示する国際シンボルマーク

補助犬マーク

聴覚障害者を示す国際シンボルマーク

聴覚障害者シンボルマーク（耳マーク）

聴覚障害者運転マーク

手話マーク

筆談マーク

むつ市地域自立支援協議会・むつ市

目　次

手　帳	障害者手帳	1
サービス	サービスの対象者と利用までの流れ	2～4
	サービス利用料	5
	高額障害福祉サービス費	6
	障害福祉サービス(介護給付)	7～12
	障害福祉サービス(訓練等給付)	13～16
	障害児通所支援	17～18
	障害福祉サービス(相談支援給付)	18～19
諸 制 度	地域生活支援事業	20～22
	補装具	23
	医療費助成制度	23～24
	その他　障害者手帳の各種優遇制度	25
	権利擁護	26～27
そ の 他	医療的ケア児等支援	28
	地域自立支援協議会	28
	ヘルプカード・ヘルプマーク	29
	関係機関一覧	裏表紙

障がいに関する相談先

障がい福祉に関する制度や障がい者虐待、権利擁護に関することなどを相談することができます。

市役所	電話番号	FAX	メールアドレス
障がい福祉課	22－1111	22－5044	mt-shougai@city.mutsu.lg.jp

◆ 相談支援事業所（障害者相談支援事業委託先）

障害福祉サービスの利用や障がい者虐待、権利擁護に関する相談、その他必要な情報提供や助言を受けることができます。

事業所名	電話番号
となみ療護園	33－2282
ハートランドさくら	28－2311
ぱれっと	22－3223
ら・ぽるて	31－1728

障害者手帳

障害者手帳には、身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の３種類があります。障害者手帳を取得することで、障がいをお持ちであることの証明になるほか、税控除や各種割引制度、障害福祉サービスを利用することができます。

身体障害者手帳

対　　象：視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・平衡機能・上肢・下肢・体幹・移動機能・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障がいがある方（18歳未満を含む）

障がい程度：１級から６級

申請窓口：障がい福祉課
各分庁舎総合課

判定機関：青森県障がい者相談センター

愛護手帳（療育手帳）

対　　象：知的な発達の遅れにより、日常生活に支障があるために何らかの支援を必要とする方

障がい程度：A（重度）、B（中・軽度）

申請窓口：障がい福祉課
各分庁舎総合課

判定機関：18歳未満⇒下北児童相談所
：18歳以上⇒青森県障がい者相談センター

精神障害者保健福祉手帳

対　　象：精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方（精神障がいに係わる初診日から６か月経過後）

障がい程度：１級から３級

申請窓口：障がい福祉課
各分庁舎総合課

判定機関：青森県立精神保健福祉センター

サービスの対象者と利用までの流れ

障害福祉サービス

対象者

おもに、障害者手帳（身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方、自立支援医療（精神通院）を利用している方、障害者総合支援法の対象となる難病に罹患している方

※65歳以上の方及び40～64歳（介護保険第２号被保険者）の方で、介護保険サービスの利用が可能な方は、原則として介護保険が優先となります。

相談、申請、計画案の作成依頼

① 相　　談

障がい福祉課または各分庁舎総合課、相談支援事業所などに相談します。

◆ 相談支援事業所一覧

相談支援事業所 ぱれっと

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-3223　FAX 22-9868
対象者：障がい者、障がい児

相談支援事業所 となみ療護園

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283
対象者：障がい者

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888
対象者：障がい者、障がい児

相談支援事業所 ROSSO（ロッソ）

〒035-0066
むつ市緑ヶ丘10-14
TEL 090-3127-9012
FAX 34-9751
対象者：障がい者、障がい児

② 申　　請

障がい福祉課または各分庁舎総合課に申請します。

③ 計画案作成依頼（上記、相談支援事業所参照）

相談支援事業所へ「サービス等利用計画案」作成の依頼をします。

介護給付サービス利用の場合

※介護給付サービスについては、7ページをご覧ください。

障害支援区分の認定

① 調　　査

調査員が本人の状況や日常生活を送る上でのお困りのことについて、自宅などを訪問して聞き取り調査をします。

② 主治医意見書

主治医から傷病や心身の状態を記載した意見書を作成してもらいます。

③ 区分認定審査会

調査と主治医意見書をもとに、区分認定審査会で障害支援区分が決定されます。

障害支援区分は区分１から区分６まであり、区分や程度によって利用できないサービスもあります。

審査会は月１回開催されています。

※障がい児が居宅介護等の障がい児も対象とする障害福祉サービスを利用する場合、障害支援区分の認定は必要ありませんが、障がいの種類や程度によって支給の要否や支給量を決定します。

サービス支給決定、サービス利用開始

① 支給決定

サービス等利用計画案の内容などをもとに、各種サービスの支給決定がなされ、「障害福祉サービス受給者証」が発行されます。

② 利用開始

サービス事業所と契約を交わし利用を開始します。

新たな困りごとや不明な点は相談支援専門員や障がい福祉課へご相談ください。

訓練等給付サービス利用の場合

※訓練等給付サービスについては、13ページをご覧ください。

調査

調査員が本人の状況や日常生活を送る上でのお困りのことについて、自宅などに訪問して聞き取り調査をします。

※共同生活援助の利用申請については、障害支援区分の認定が必要な場合があります。

障害児通所支援（しょうがいじつうしょしえん）

対象者　おもに、障害者手帳、特別児童扶養手当等を受給している18歳未満の児童
（18歳到達後も、在学中は利用可能です）

相談、申請、計画案の作成依頼

① 相　　談

障がい福祉課または各分庁舎総合課、相談支援事業所などに相談します。

◆ 相談支援事業所一覧

相談支援事業所 ぱれっと

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-3223　FAX 22-9868
対象者：障がい者、障がい児

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888
対象者：障がい者、障がい児

ら・ぽるて

〒035-0021
むつ市大字田名部字南椛山26-3
TEL 31-1728　FAX 31-1729
対象者：障がい児

こども発達支援センター りりぃ

〒035-0061
むつ市下北町6-51
TEL 33-2370　FAX 33-2737
対象者：障がい児

相談支援事業所 ROSSO（ロッソ）

〒035-0066
むつ市緑ヶ丘10-14
TEL 090-3127-9012
FAX 34-9751
対象者：障がい者、障がい児

② 申　　請

障がい福祉課または各分庁舎総合課に申請します。

③ 計画案作成依頼（上記、相談支援事業所参照）

相談支援事業所へ「障害児支援利用計画案」作成の依頼をします。

サービス支給決定、サービス利用開始

① 支給決定

障害児支援利用計画案の内容などをもとに、各種サービスの支給決定がなされ、「障害福祉サービス受給者証」が発行されます。

② 利用開始

サービス事業所と契約を交わし利用を開始します。新たなお困りごとや不明な点は相談支援専門員や障がい福祉課へご相談ください。

サービス利用料

❶ 月ごとの利用者負担の上限

障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスの利用料は、原則としてサービス提供に要した費用の１割負担ですが、世帯の所得状況に応じて、負担上限月額が設定されます。

区　分	対　象　者		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方		0円
低 所 得	市民税非課税世帯の方		0円
一 般 1	市民税課税世帯	居宅で生活する障がい児の方 （所得割28万円未満）	4,600円
		居宅で生活する障がい者の方 （所得割16万円未満）	9,300円
		20歳未満の施設入所者 （所得割28万円未満）	
一 般 2	市民税課税世帯で一般１に該当しない方		37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次の通りです。

種　別	世帯の範囲
障がい者（18歳以上、施設入所の場合は20歳以上）	障がいのある人とその配偶者
障がい児（上記以外）	保護者の属する住民票での世帯

❷ 食費等実費負担の減免措置

ア 20歳以上の障害者支援施設入所者の場合

入所施設の食費・光熱費の実費負担については、54,000円を限度として施設ごとに額が設定されます。低所得者については費用の基準額を54,000円として設定し、食費・光熱費などの実費負担をしても少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

※市民税非課税世帯が対象です。

イ 通所施設の場合

低所得、一般１（グループホーム利用者で所得割16万円未満を含む）の場合、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は各施設ごとに額が設定されます。

ウ 障害児通所支援の場合

児童発達支援、医療型児童発達支援については、低所得世帯と一般１は食費の負担が軽減されます。

❸ グループホーム利用者の家賃助成

グループホームの利用者が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※市民税非課税世帯が対象です。

家賃	補足給付額
１万円未満	実費
１万円以上	１万円

高額障害福祉サービス費

一人の方が障害福祉サービス、障害児通所（入所）支援、補装具の支給などを利用したり、同一世帯の複数の方が障害福祉サービス、障害児通所（入所）支援、補装具の支給などを利用した際に、ひと月の自己負担額の合計が「世帯の基準額」を超えたときに、超えた分の額が助成されます。

利用のパターン	所得区分	収入状況	世帯の基準額
同世帯※1に属する方がひと月に ・障害福祉サービス ・障害児通所（入所）支援 ・補装具※2 ・介護保険サービス※3 のいずれかを2つ以上利用	一　般	市民税課税世帯	37,200円※4
同世帯※1に属する方がひと月に ・障害福祉サービス ・障害児通所（入所）支援 の2つのみを利用 a) １人の障がい児がいずれのサービスも利用する場合 b)障がい児の兄弟がそれぞれサービスを利用する場合	一　般	市民税課税世帯	障害福祉サービス受給者証記載の負担上限月額のうち、高い方の金額

※１　合算の対象となる世帯の範囲は、5ページの「所得を判断する際の世帯の範囲」と同様です。
※２　同一の方が障害福祉サービス等も併用している場合に限り、合算対象となります。
※３　同一の方が障害福祉サービスも併用している場合に限り、合算対象となります。
※４　世帯の基準額は、障害福祉サービス受給者証記載の負担上限月額と異なる場合があります。

新高額障害福祉サービス費

一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減（償還）される仕組みが設けられています。対象者は次の要件をすべて満たす方です。

- 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を65歳に達する日前５年間に引き続き受けていた方
- 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）を利用する方
- 65歳に達する日の前日において世帯が「低所得」または「生活保護」に該当し、高額障害福祉サービス費申請の際にも、世帯が「低所得」または「生活保護」に該当する方
- 65歳に達する日の前日において障害支援区分２以上であった方
- 65歳まで介護保険サービスを利用してこなかった方

申請手続きについては、障がい福祉課へお問い合わせください。

この他、利用者負担の軽減措置として、療養介護利用の場合の医療型個別減免や、就学前の障害児通所支援の利用者負担の多子軽減措置、３歳からの児童発達支援等の利用者負担の無償化等があります。詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。

障害福祉サービス（介護給付）

居宅介護（ホームヘルプ）

※児童も利用可

ヘルパーが自宅へ訪問し、掃除や洗濯といった家事、入浴や食事の介助、通院などをする際の付き添いといった日常生活を送る上で必要な支援を行います。

となみホームヘルプサービス

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283

ケアライフ青森 むつ営業所

〒035-0051
むつ市新町37-7
TEL 33-8150　FAX 33-8151

いりえヘルパーステーション

〒035-0021
むつ市大字田名部宮ノ後198-1
TEL 33-8220　FAX 22-8787

ニチイケアセンター むつ中央

〒035-0076
むつ市旭町7-47
TEL 28-3501　FAX 29-3213

ニチイケアセンター むつ

〒035-0022
むつ市大字関根字北関根205-4
TEL 45-1531　FAX 45-1534

訪問介護ステーション アダージョ

〒035-0033
むつ市横迎町二丁目9-1
TEL 34-9956　FAX 34-9957

ヘルパーステーション ねむのき

〒035-0021
むつ市田名部字赤川ノ内並木73-11
TEL 33-8815　FAX 33-8813

ケアライフ青森 大畑営業所

〒039-4401
むつ市大畑町中島102-1
TEL 45-3600　FAX 45-3601

延寿園 ホームヘルプセンター

〒039-4401
むつ市大畑町観音堂25-1
TEL 34-4477　FAX 34-4478

ヘルパーステーション かわうち

〒039-5201
むつ市川内町獅子畑128-4
TEL 42-3103　FAX 42-3107

ヘルパーステーション あしすと

〒039-4224
東通村大字白糠字赤平679
TEL 45-5681　FAX 45-5682

重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

※対象：区分4以上かつ一定の条件あり

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、精神障がいにより日常生活を送るのがとても困難な方の自宅へヘルパーが訪問し、掃除や洗濯といった家事、入浴や食事の介助、外出中の移動の介助などを総合的に行います。

となみホームヘルプサービス

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283

ケアライフ青森 むつ営業所

〒035-0051
むつ市新町37-7
TEL 33-8150　FAX 33-8151

いりえヘルパーステーション

〒035-0021
むつ市大字田名部宮ノ後198-1
TEL 33-8220　FAX 22-8787

ニチイケアセンター むつ中央

〒035-0076
むつ市旭町7-47
TEL 28-3501　FAX 29-3213

訪問介護ステーション アダージョ

〒035-0033
むつ市横迎町二丁目9-1
TEL 34-9956　FAX 34-9957

ヘルパーステーション ねむのき

〒035-0021
むつ市田名部字赤川ノ内並木73-11
TEL 33-8815　FAX 33-8813

ケアライフ青森 大畑営業所

〒039-4401
むつ市大畑町中島102-1
TEL 45-3600　FAX 45-3601

延寿園 ホームヘルプセンター

〒039-4401
むつ市大畑町観音堂25-1
TEL 34-4477　FAX 34-4478

ヘルパーステーション かわうち

〒039-5201
むつ市川内町獅子畑128-4
TEL 42-3103　FAX 42-3107

ヘルパーステーション あしすと

〒039-4224
東通村大字白糠字赤平679
TEL 45-5681　FAX 45-5682

同行援護（どうこうえんご）

※児童も利用可
一定の条件あり

視覚障がいにより移動が著しく困難な方へ、外出する時にヘルパーが付き添いをし、代筆・代読を含め外出先での必要な情報の提供と移動の援助を行います。

ケアライフ青森 むつ営業所

〒035-0051
むつ市新町37-7
TEL 33-8150　FAX 33-8151

となみホームヘルプサービス

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283

ケアライフ青森 大畑営業所

〒039-4401
むつ市大畑町中島102-1
TEL 45-3600　FAX 45-3601

行動援護（こうどうえんご）

※児童も利用可
区分３以上で一定の条件あり

知的障がい、精神障がいにより危機管理が難しい方に、外出する時にヘルパーが付き添い、危機回避のための必要な援助などを行います。

療養介護（りょうようかいご）

※対象：特定の疾患にかかる重度の障がいのある方（区分５以上）

筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者など、専門的な医療を必要とする方に、特定の医療機関に入所し日中の機能訓練や介護を行います。また、医療にかかる部分について「療養介護医療」として、医療費の一部を市で負担します。

生活介護（せいかつかいご）

※対象：18歳～49歳は区分３、50歳以上の方は区分２以上の方

施設、事業所で日中に食事や入浴などの介護や創作活動の場を提供します。

障害者支援施設 陽幸園

〒035-0011
むつ市大字奥内字大室平91-1
TEL 26-2036　FAX 26-2956

障害者支援施設 しもきた療育園

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-7280　FAX 22-9868

障害福祉サービス すまいる

〒035-0011
むつ市大字奥内字大室平91-1
TEL 26-2045　FAX 26-2121

となみ療護園

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木14-245
TEL 33-1100　FAX 33-1200

らふ すけっち

〒035-0022
むつ市大字関根字名子368-25
TEL 34-0876　FAX 34-0875

多機能型事業所 ちゅうりっぷ

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 31-1566　FAX 22-9868

ふれあいかん デイサービスセンター

〒039-4401
むつ市大畑町観音堂25-1
TEL 34-4477　FAX 34-4478

夢・プラザデイサービスセンター

〒039-4401
むつ市大畑町中島60-1
TEL 34-6251　FAX 34-6253

せせらぎ デイサービスセンター

〒039-5201
むつ市川内町獅子畑128-4
TEL 42-3103　FAX 42-3107

いこいの里 デイサービスセンター

〒039-5331
むつ市脇野沢渡向73-1
TEL 44-2690　FAX 44-2691

いりえ デイサービスセンター

〒035-0021
むつ市大字田名部宮ノ後198-1
TEL 33-8220　FAX 22-8787

福祉型短期入所

※児童も利用可

介護者が病気や急用の時などに、障がいのある方が施設に数日間泊まり、その間、施設職員が食事や入浴などの必要な介護を行います。

障害者支援施設 陽幸園

〒035-0011
むつ市大字奥内字大室平91-1
TEL 26-2036　FAX 26-2956

障害者支援施設 しもきた療育園

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-7280　FAX 22-9868

となみ療護園

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木14-245
TEL 33-1100　FAX 33-1200

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

となみ療護園 横迎町ホーム

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283

障害児入所施設 はまゆり学園

〒035-0011
むつ市大字奥内字栖立場1-67
TEL 26-2113　FAX 26-2088

特別養護老人ホーム せせらぎ荘

〒039-5201
むつ市川内町獅子畑128-4
TEL 42-3103　FAX 42-3107

特別養護老人ホーム いこいの里

〒039-5331
むつ市脇野沢渡向73-1
TEL 31-5611　FAX 31-5612

医療型短期入所

※児童も利用可

介護者が病気や急用の時などに、医療的ケアが必要な障がいのある方が医療機関等に数日間泊まり、その間、施設職員が食事や入浴などの必要な介護を行います。

むつリハビリテーション病院

〒035-0094
むつ市桜木町13-1
TEL 24-1211　FAX 24-4820

重度障害者等包括支援

※対象：区分６で一定条件を満たす方（同等の状態の児童も利用可）

意思疎通も困難なきわめて重度の障がいを持つ方へ、居宅介護や生活介護などのサービスを組み合わせて支援を行います。

施設入所支援

※おもな対象：18歳～49歳は区分4、50歳以上の方は区分3以上の方

障害者支援施設へ入所している方に、安心して暮らせるよう日常生活の支援などを行います。

障害者支援施設 陽幸園

〒035-0011
むつ市大字奥内字大室平91-1
TEL 26-2036　FAX 26-2956

障害者支援施設 しもきた療育園

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内
並木73-3
TEL 22-7280　FAX 22-9868

となみ療護園

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内
並木14-245
TEL 33-1100　FAX 33-1200

障害福祉サービス（訓練等給付）

自立訓練（機能訓練）

身体機能・生活能力を向上させるために理学療法や作業療法、リハビリテーションといった支援を行います。一定期間内で効果的・効率的な訓練を行うよう、提供可能な利用期間が設定されています。

自立訓練（生活訓練）

生活能力を向上させ自立した日常生活を送れるよう、必要な訓練を行います。一定期間内で効果的・効率的な訓練を行うよう、提供可能な利用期間が設定されています。

障害福祉施設
ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

宿泊型自立訓練

居室や日常生活を送るために必要な設備を利用させ、家事などの生活能力が向上するよう支援を行います。一定期間内で効果的・効率的な訓練を行うよう、提供可能な利用期間が設定されています。

おもに、「自立訓練（生活訓練）」と組み合わせて提供されます。

障害福祉施設
ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

就労選択支援

就労系サービスの利用や一般就労を希望する障がいのある方に対し、アセスメントによる就労能力や適性の評価、就労に関する意向確認を行い、本人の希望を尊重した適切な選択を支援するサービスです。

障害福祉施設
ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

就労移行支援

一般企業への就労を目指す65歳未満の方に、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識・能力向上のための訓練、求職活動の支援を行います。一定期間内で効果的・効率的な訓練を行うよう、提供可能な利用期間が設定されています。

障害福祉施設
ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

自立支援居場所協会

〒039-5201
むつ市川内町川内176
TEL 34-0025　FAX 34-0026

就労継続支援Ａ型（しゅうろうけいぞくしえんえーがた）

一般企業への就労が困難で、サービス事業所と雇用契約を結び継続して就労できる方に、生産活動の場を提供し、就労に必要な知識・能力向上の支援を行います。（利用開始時、65歳未満の方）

株式会社エンジェルス

〒035-0031
むつ市柳町四丁目3-3
TEL 23-9700　FAX 23-5396

就労継続支援Ｂ型（しゅうろうけいぞくしえんびーがた）

一般企業への就労が困難で、年齢や心身の状態などの理由から雇用による就労が困難な方に、生産活動の場を提供し、就労に必要な知識・能力向上の支援を行います。

※新規に利用を希望する方については、以下の方を除き就労移行支援事業所などによるアセスメント後の利用となります。

① 就労経験がある方　② 50歳以上の方　③ 障害基礎年金１級受給者

障害福祉サービス事業所 工房「歩み」

〒035-0011
むつ市大字奥内字金谷沢1-292
TEL 45-2050　FAX 45-2051

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

就労継続支援B型事業所 サポートセンターひろば

〒035-0021
むつ市大字田名部字斗南岡8-4
TEL 34-9919　FAX 34-9594

株式会社エンジェルス

〒035-0031
むつ市柳町四丁目3-3
TEL 23-9700　FAX 23-5396

特定非営利活動（NPO）法人 アックス工房

〒035-0041
むつ市金曲三丁目6-11
TEL 22-9023　FAX 22-4442

チョコむつ

〒035-0051
むつ市新町17-4
TEL 31-0518　FAX 31-0519

就労支援事業所 アバンセ

〒035-0076
むつ市旭町2-2
TEL 31-0668　FAX 31-0698

工房　野の花

〒035-0021
むつ市大字田名部字北椛山11-1
TEL 31-1655　FAX 31-1656

就労継続支援Ｂ型事業所 はなまるみっけ

〒035-0082
むつ市文京町20-12
TEL 24-1150　FAX 24-1150

コミュニティー作業所 あじさい

〒039-5201
むつ市川内町川内47
TEL 31-1420　FAX 31-1421

自立支援居場所協会

〒039-5201
むつ市川内町川内176
TEL 34-0025　FAX 34-0026

就労継続支援B型事業所 エフォート

〒035-0005
東通村大字田屋字青平道4-1
TEL 27-3881　FAX 31-0157

就労継続支援B型事業所 キラキラ星

〒035-0041
むつ市金曲一丁目22-40
TEL 20-0641　FAX 20-0641

エフォートむつ

〒035-0021
むつ市大字田名部字斗南丘32-279
TEL 34-0227　FAX 34-0228

障がい者就労支援事業所 +KAL（たすかる）

〒035-0041
むつ市金曲三丁目4-17
TEL 33-0028　FAX 33-0029

就労定着支援（しゅうろうていちゃくしえん）

※対象：一般就労へ移行した障がいのある方

就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所などにより必要な支援を行います。

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

自立生活援助（じりつせいかつえんじょ）

※対象：施設から退所し一人暮らしを始めた障がいのある方

生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。

共同生活援助（きょうどうせいかつえんじょ）（グループホーム）

障がいのある方達が共同の住居で暮らし、世話人から日常生活や相談の支援を受けます。低所得の方へは、毎月の家賃を最大１万円市が負担します。（障害支援区分が必要な場合があります。）

共同生活事業所 陽まわり荘１号館

〒035-0071
むつ市小川町一丁目14-62
TEL 45-2050（お問い合わせ先）

共同生活事業所 陽まわり荘２号館

〒035-0072
むつ市金谷二丁目18-71
TEL 45-2050（お問い合わせ先）

共同生活援助 陽まわり荘３号館

〒035-0021
むつ市田名部字高田55-67
TEL 33-0024

グループホーム サンライズ１号館

〒035-0031
むつ市柳町四丁目11-4
TEL 23-7844（お問い合わせ先）
FAX 34-0013

グループホーム サンライズ２号館

〒035-0055
むつ市苫生町一丁目2-27
タウンハイツD－1号
TEL 23-7844（お問い合わせ先）
FAX 34-0013

グループホーム サンライズ３号館

〒035-0055
むつ市苫生町一丁目2-27
タウンハイツD－2号
TEL 23-7844（お問い合わせ先）
FAX 34-0013

となみ療護園 横迎町ホーム

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283

障害児通所支援

児童発達支援

未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

多機能型事業所 ちゅうりっぷ

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 31-1566　FAX 22-9868

すたぁずりとる

〒035-0021
むつ市大字田名部字南椛山22
TEL 31-1728　FAX 31-1729

こども発達支援センター りりぃ

〒035-0061
むつ市下北町6-51
TEL 33-2370　FAX 33-2737

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練や医療的管理下での支援が必要な児童に、必要な医療とともに児童発達支援を行います。

放課後等デイサービス

学校に就学している児童に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進への支援を行います。

放課後等デイサービス キッズすまいる

〒035-0011
むつ市大字奥内字栖立場1-67
TEL 45-2212　FAX 45-2213

児童デイサービス あおぞら

〒035-0073
むつ市中央二丁目30-4
TEL 31-0086　FAX 31-0086

多機能型事業所 ちゅうりっぷ

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 31-1566　FAX 22-9868

すたぁずりとる

〒035-0021
むつ市大字田名部字南椛山22
TEL 31-1728　FAX 31-1729

こども発達支援センター りりぃ

〒035-0061
むつ市下北町6-51
TEL 33-2370　FAX 33-2737

すたぁず

〒035-0021
むつ市大字田名部字南椛山26-9
TEL 31-1728　FAX 31-1729

放課後等デイサービス emO（イーモ）

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木92-6
TEL 39-0410　FAX 39-9059

保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に、他の児童との集団生活への適応のための支援を行います。

こども発達支援センター りりぃ

〒035-0061
むつ市下北町6-51
TEL 33-2370　FAX 33-2737

居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

障害福祉サービス（相談支援給付）

計画相談支援、障害児相談支援

※障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する方は必須

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する障がい者・障がい児の方に、各市町村が指定した特定相談支援事業所の相談支援専門員が、各種サービスの利用について総合的な支援方針をまとめた計画案（障害福祉サービスを利用する方には「サービス等利用計画案」、障害児通所支援を利用する方には「障害児支援利用計画案」）を作成します。

各サービスの利用開始後、定期的に利用状況の確認や新たなサービスが必要かどうかなど、相談を受けながら各関係機関と連携することで、障がい者一人ひとりの抱える課題の解決や適切なサービス利用について支援をします。

相談支援事業所 ぱれっと

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-3223　FAX 22-9868
対象者：障がい者、障がい児

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888
対象者：障がい者、障がい児

ら・ぽるて

〒035-0021
むつ市大字田名部字南椛山26-3
TEL 31-1728　FAX 31-1729
対象者：障がい児

相談支援事業所 となみ療護園

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283
対象者：障がい者

相談支援事業所 ROSSO（ロッソ）

〒035-0066 むつ市緑ヶ丘10-14
TEL 090-3127-9012
FAX 34-9751
対象者：障がい者、障がい児

こども発達支援センター りりぃ

〒035-0061
むつ市下北町6-51
TEL 33-2370　FAX 33-2737
対象者：障がい児

地域移行支援

障害者支援施設や救護施設、更生施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。

相談支援事業所 ぱれっと

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-3223　FAX 22-9868

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

地域定着支援

単身などで生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、その他必要な支援を行います。

相談支援事業所 ぱれっと

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-3223　FAX 22-9868

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

地域生活支援事業

必須事業

障害者相談支援事業

障がいのある方、障がい児などの保護者や介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業所 ぱれっと

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 22-3223　FAX 22-9868

相談支援事業所 となみ療護園

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

ら・ぽるて

〒035-0021
むつ市大字田名部字南椛山26-3
TEL 31-1728　FAX 31-1729

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活及び社会参加を促します。

となみホームヘルプサービス

〒035-0033
むつ市横迎町一丁目13-18
TEL 33-2282　FAX 33-2283

むつ市社会福祉協議会

〒035-0073
むつ市中央一丁目8-1
TEL 33-3023　FAX 23-5093

ケアライフ青森 むつ営業所

〒035-0051
むつ市新町37-7
TEL 33-8150　FAX 33-8151

ニチイケアセンター むつ中央

〒035-0076
むつ市旭町7-47
TEL 28-3501　FAX 29-3213

ケアライフ青森 大畑営業所

〒039-4401
むつ市大畑町中島102-1
TEL 45-3600　FAX 45-3601

コミュニケーション支援事業

手話通訳員の設置や手話通訳者、要約記録者を派遣する事業であり、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方と、その他の方との意思疎通を仲介します。
※市では現在１名の手話通訳員を設置し、派遣手話通訳者は10名登録しています。

地域活動支援センター事業

※障がいのある方であれば、障害者手帳をお持ちでなくともご利用できます。

障がいのある方が日中通い、創作活動または生産活動の機会を提供したり、生活上の相談や社会との交流促進を支援します。

障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 28-2311　FAX 22-3888

特定非営利活動(NPO)法人 アックス工房

〒035-0041
むつ市金曲三丁目6-11
TEL 22-9023　FAX 22-4442

自発的活動支援事業

自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族又は地域住民等により行われる自発的な活動を支援するため、その活動を行う団体等に対して、補助金を交付します。

日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に、日常生活を容易にするための介護訓練支援用具などを給付または貸与します。

給付品目	
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用音声式体温計、視覚障害者用体重計、動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、発電機、蓄電池
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害用暗所視支援眼鏡、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話、ファックス、視覚障害者用ワードプロセッサー、点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

※障がいの程度、等級等により給付できない場合もあります。
※介護保険制度が利用できる方は、介護保険制度が優先される品目があります。
※日常生活用具の基準額もしくは製品価格の１割が利用料としてかかります。

その他、市では「理解促進研修・啓発事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

任意事業

訪問入浴サービス事業

入浴に全面的な介助を必要とする重度の身体障がいの方に、自宅へ訪問入浴車を派遣し、清潔保持・心身機能の維持などを図ります。

アースサポートむつ

〒035-0071
むつ市小川町一丁目8-36
TEL 23-4300　FAX 23-4301

日中一時支援事業

障がいのある方などの日中における活動の場を確保し、家族の就労および日常的に介護している方の一時的な休息を目的とします。

となみ療護園

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木14-245
TEL 33-1100　FAX 33-1200

放課後等デイサービス キッズすまいる

〒035-0011
むつ市大字奥内字栖立場1-67
TEL 45-2212　FAX 45-2213

多機能型事業所 ちゅうりっぷ

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 31-1566　FAX 22-9868

障害児入所施設 はまゆり学園

〒035-0011
むつ市大字奥内字栖立場1-67
TEL 26-2113　FAX 26-2088

株式会社エフォート

〒035-0005
東通村大字田屋字青平道4-1
TEL 27-3881　FAX 31-0157

社会参加促進事業

(1)障害者自動車運転免許取得助成事業
(2)身体障害者用運転改造費助成事業

※各事業助成限度額：10万円

更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方に、更生訓練費を支給します。

補装具

障がいの部位	補装具の種類
視覚障害	視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）
	〈児童のみ〉 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障害	車椅子、電動車椅子
音声言語かつ重度肢体	重度障害者用意思伝達装置

［申請先］：障がい福祉課、各分庁舎総合課

※交付には身体障害者手帳をお持ちか、障害者総合支援法の対象となる難病のいずれかに罹患していることが条件ですが、障がいの種類により交付できない場合もあります。
※新規交付の時は、指定医の意見書・青森県障がい者相談センターの判定が必要な場合があります。
※介護保険制度が利用できる方は、介護保険が優先される品目があります。

医療費助成制度

重度心身障がい者医療費助成

心身に重度の障がいのある方が、病院などで診療を受けた場合などにかかった医療費自己負担額に対して助成する制度です。

［対象者］：①身体障害者手帳１・２級および３級の内部障害
②愛護手帳A
③精神障害者保健福祉手帳１級
［申請先］：障がい福祉課、各分庁舎総合課

※ただし、平成16年10月以降は満65歳以上の方が新たに上記障がいに該当となった場合、医療費の助成を受けることができません。
※保険適用外の料金は対象となりません。
※世帯の所得状況により該当にならない場合があります。

自立支援医療

更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方に、障がいを軽くしたり身体機能を回復させるための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。自己負担は原則１割となりますが、世帯の所得状況によって月額の負担上限額が設定されます。

育成医療

肢体不自由、視覚・聴覚・音声に障がいがある、または先天性内臓疾患、心臓疾患等がある18歳未満の児童で、その疾患を放置すれば将来障がいに至ると認められる場合に、必要な医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。自己負担は原則１割負担となりますが、世帯の所得状況によって月額の負担上限額が設定されます。

精神通院医療

精神疾患の治療を受けている方が、医療機関の精神科へ通院する際の医療費の一部を公費負担します。自己負担は原則１割負担となりますが、世帯の所得状況によっては月額の負担上限額が設定されます。

［申請先］：障がい福祉課、各分庁舎総合課

後期高齢者医療制度による医療

後期高齢者医療の対象者は原則として75歳以上の方ですが、一定の障がいがある方は65歳で該当し、後期高齢者医療制度に加入することができます。

医療費自己負担は３割から原則１割負担となります。（所得によっては２割または３割負担になります。）

［対象者］：①身体障害者手帳１～３級、４級の一部
②愛護手帳A
③精神障害者保健福祉手帳１・２級
④障害年金１・２級
［申請先］：国保年金課後期高齢者医療担当

難病医療費助成制度

特定の疾患に罹患している児童や特定の疾患、いわゆる難病に罹患している方を対象としている制度があります。

［問合先］：下北保健所

その他　障害者手帳の各種優遇制度

各種手当

❶ 特別障害者手当　月額 30,450円

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（満20歳以上）に対して手当を支給する制度です。施設に入所している方や３か月以上入院している方は除かれます。

※本人及び扶養義務者の所得に応じて支給制限があります。

［申請先］：障がい福祉課、各分庁舎総合課

❷ 障害児福祉手当　月額 16,560円

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がいをもつ児童（満20歳未満）に対して手当を支給する制度です。

※扶養義務者の所得に応じて支給制限があります。

［申請先］：障がい福祉課、各分庁舎総合課

❸ 特別児童扶養手当　重度障害　月額 58,450円　中度障害　月額 38,930円

満20歳未満の重度又は中度の身体障がい、知的障がい、精神障がいをもつ児童を家庭で教育している父母等の保護者に対して手当を支給する制度です。

※扶養義務者の所得に応じて支給制限があります。

［申請先］：こども家庭課、各分庁舎総合課

※各手当については、令和８年４月１日現在の金額です。

共済制度

心身障がい者扶養共済制度

心身障がい児・者を扶養している保護者が加入者となり掛金を納め、保護者が死亡または重度障がい者になった場合、残された障がい児・者の生活安定のため、月額20,000円（２口加入は40,000円）の年金が支給される制度です。

［申請先］：障がい福祉課

各種優遇制度

① JR旅客運賃の割引
② 有料道路利用料金の割引
③ 航空旅客運賃の割引
④ 民営バス及び市営バス鉄道運賃の割引
⑤ 国内旅客船運賃の割引
⑥ タクシー運賃の割引
⑦ NHK放送受信料の減免
⑧ 携帯電話基本使用料等の割引
⑨ 自動車税の減免
⑩ 所得税及び市民税の障害者控除等税の軽減

などの各種優遇制度があります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

権利擁護

成年後見制度

知的障がいや精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る成年後見人など（後見人、保佐人、補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

［相談先］：青森家庭裁判所むつ出張所

むつ市成年後見センター（むつ市社会福祉協議会内）

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として令和４年４月に設置されました。成年後見制度利用等についての相談支援、普及啓発、市民後見人の養成フォローアップ研修などを行います。

日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

知的障がいや精神障がいなどにより、自分自身で意思を決定し、実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行います。

［相談先］：むつ市社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度

障がいがある方などに対し、経済的自立および生活意欲の助長促進などを目的に資金の貸付と必要な援助指導を行うものです。

［相談先］：むつ市社会福祉協議会

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、市には「障害者虐待防止センター」が設置されています。

センターは、障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を目的としています。

障害者虐待	①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
虐待の行為	①身体的虐待　②性的虐待　③心理的虐待　④放棄・放任 ⑤経済的虐待

虐待を発見した人には通報義務があります。虐待に気づいたら、速やかに通報や相談をしてください。

［相談先］：障がい福祉課、各分庁舎総合課
相談支援事業所（となみ療護園、ハートランドさくら、ぱれっと、ら・ぽるて）

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年４月１日に施行され、それに伴い市では障がいを理由とする差別的取扱いに関して、障がい者およびその家族、その他の関係機関からの相談などに的確に対応するため相談体制を整備するとともに、市職員を対象とした対応要領を策定しました。

令和６年４月からは、下記の「合理的配慮の提供」が、民間の事業者においても「努力義務」から「義務」となりました。

不当な差別的取扱いの禁止

この法律では、役所や会社・お店などが障がいのある方に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止しています。

合理的配慮の提供

この法律では、役所や会社・お店などに対して、障がいのある方から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

［相談先］・障がい福祉課
・障害者差別解消相談窓口（青森県障害者社会参加推進センター）
毎週月・水・金・第３日曜日 10：00～16：00

医療的ケア児等支援

医療的ケア児コーディネーター事業

医療的ケア児及びその家族、その他関係者からの各種相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ、総合的に応じることができるよう、医療的ケア児コーディネーターを配置し、サービスの情報提供や助言などを行っています。

医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を目的に、訪問看護療養費の適用外となる訪問看護サービスを提供しています。

地域自立支援協議会

障がいのある方やそのご家族からの相談内容やニーズは多様化・複雑化してきており、様々な分野の関係者が連携して支援していく必要があります。

このようなことから市では、保健・福祉・医療などのネットワーク構築と各種サービスの総合的な調整を図ること、また地域への情報発信などを目的とした「むつ市地域自立支援協議会」を設置しています。

ヘルプカード・ヘルプマーク

ヘルプマーク

外見では障がいがあるとわからない方が身につけることで、周囲の方々に配慮が必要なことを知らせるためのものです。

このマークを見かけましたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプカード

障がいのある方が、自分はどのような支援が必要か記載し、それを提示することで、困った時に助けを求めるためのものです。

ヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。

［申請先］：障がい福祉課、各分庁舎総合課

関係機関一覧

相談内容	相談窓口	住所	電話番号	FAX番号
手帳関係	青森県障がい者相談センター	弘前市下白銀町14-2	0172-32-8437	0172-34-6167
	下北児童相談所	むつ市中央一丁目3-33	0175-23-5975	0175-23-5982
	青森県立精神保健福祉センター	青森市大字三内字沢部353-92	017-787-3951	017-787-3956
精神・難病関係	下北保健所	むつ市中央一丁目3-33	0175-31-1388	0175-31-1667
教育関係	むつ養護学校	むつ市大字奥内字栖立場1-110	0175-26-2210	0175-26-2286
仕事関係	むつ公共職業安定所	むつ市若松町10-3	0175-22-1331	0175-23-4716
	障害者就業・生活支援センター ジョブリンク	むつ市小川町一丁目15-31	0175-33-3012	0175-33-3015
権利擁護関係	むつ市社会福祉協議会	むつ市中央一丁目8-1	0175-33-3023	0175-23-5093
	法テラスむつ法律事務所	むつ市中央一丁目5-1	050-3383-0067	
	青森県消費生活センター むつ相談室	むつ市中央一丁目1-8 県むつ合同庁舎１階	0175-22-7051	
	青森家庭裁判所むつ出張所	むつ市中央一丁目1-5	0175-22-2712	
発達障がい関係	青森県発達障がい者支援センター ステップ	青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ３階	017-777-8201	017-777-8202
その他	むつ警察署	むつ市中央一丁目19-1	0175-22-1321	
	むつ年金事務所	むつ市小川町二丁目７-30	0175-22-4947	0175-23-4429
	青森県障害者社会参加推進センター 障害者110番	青森市大字野尻字今田52-4	017-764-2941	017-764-2942
	青森県障害者社会参加推進センター 障害者差別解消相談窓口	青森市大字野尻字今田52-4	017-728-3820	017-764-2942

お問合せ先

むつ市　障がい福祉課

住所：むつ市中央一丁目８番１号
電話：0175-22-1111（内線2592～2598）
FAX：0175-22-5044

大畑庁舎総合課　電話：34-2111
川内庁舎総合課　電話：42-2111
脇野沢庁舎総合課　電話：44-2111

ご注意

●このパンフレットの内容は**令和８年10月現在**の内容です。掲載後、各事業所等の内容が変わっている場合がございますので、最新情報につきましては、障がい福祉課または各事業所へご確認ください。

このパンフレットはカラーユニバーサルデザインに配慮しています。